

地域の食育アドバイザーとして、健康づくりのボランティア活動ができる方を募集します。

■受講資格

養成講座終了後、食生活改善推進員として市内でボランティア活動ができる方

※男性の受講者歓迎！

■養成期間 約2年間

※令和6年6月～令和8年3月まで

毎月1回の教室を実施

■開催場所 垂水市市民館ほか

■受講内容

・栄養の基礎知識

・健康づくりと生活習慣病予防

・食品衛生と食環境

・調理実習 等

■受講料 無料

■申込期限

4月1日(月)～5月10日(金)



◎問い合わせ先：保健課 健康増進係

☎内線 138・164

世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、また、同日から8日までは「発達障害啓発週間」です。

■正しい理解が大切です

自閉症をはじめとする発達障害の方は、他人の意図や感情を直感的に理解したり、言葉を適切に使うことなどが苦手な場合があります。学校や職場でさまざまな問題や困難に直面することがあります。

これらは、親のしつけや家庭環境が原因ではなく、脳機能の発達に関係するもので、見た目には障害があることがわかりにくいいため、行動や態度が誤解されることがあります。発達障害の特徴を知り、正しく理解していただくことが大切です。

◎問い合わせ先：県庁障害福祉課

☎099-1286-2744

夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」募集

全国母子寡婦福祉団体協議会とローソンググループが力を合わせ、ひとり親家庭の生徒さんを給付型奨学金で応援します。

保健課 子育て支援係 ☎内線 124

子ども医療費無料化・窓口負担ゼロ

令和6年4月から市内保険医療機関等において、住民税の課税世帯を含む垂水市に住民票のある18歳までの子どもの窓口支払いをなくす医療費窓口無料化を実施します。



詳しくはこちら

Pick Up 3

● 無料化の対象とならないもの

- ① 保険診療外（差額ベッド代・おむつ代・予防接種・健康診断など）
- ② 入院時食事療養標準負担額
- ③ 他の公費助成制度などの対象になる場合（子ども医療費の対象となる場合もあります。）
- ④ 保育所等または学校でけがなどをして、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の対象になる場合
- ⑤ 交通事故など第三者行為によるもの

● 注意事項

- ・子ども医療給付事業助成を受けている受給者（紫の受給資格者証）の方には今回の受給資格者証は送付していませんので、引き続きお手持ちの紫の受給資格者証をご使用ください。
- ・垂水市から転出された場合には、今回送付の受給資格者証を含め、本市で発行した子ども医療費に係る受給資格者証は使用できなくなりますので、保健課窓口へ返還をお願いします。

● 受給資格者証について

受給資格者証については、対象者へ3月下旬に送付しております。受給資格者証が届いていない場合には、お手数ですがお問い合わせください。

● ご利用方法

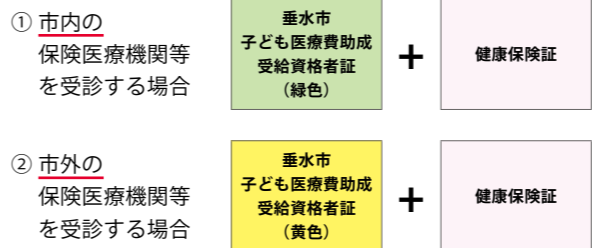
市内保険医療機関等を受診する場合と、市外の保険医療機関等を受診する場合で、提示していただく受給資格者証が異なりますのでご注意ください。

なお、受領された受給資格者証を窓口にて提示されない場合は、窓口無料化の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

● ご利用いただける市内保険医療機関等

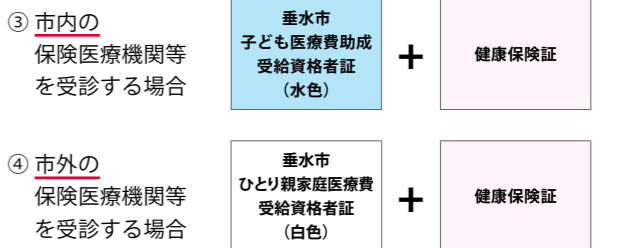
垂水市内の保険医療機関等（内科、歯科、調剤薬局）でご利用いただけます。詳しくは、垂水市公式ホームページをご確認ください。

◎ 子ども医療費の場合



※今までの受給資格者証が必要です。

◎ ひとり親家庭医療費の場合



※今までの受給資格者証が必要です。

Pick Up 4

令和6年度から介護保険が変わります！

介護保険制度は、3年に一度制度改正が行われています。令和6年度は改正の年となり、様々な見直しが予定されていますので、その概要をお知らせします。



詳しくはHPから

■ 介護保険料の変更

第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）の策定および、介護事業所における介護従事者の処遇改善費用などを見込み、国が定める介護報酬が変更になることから、令和6年度より、全ての方の介護保険料が変更となります。詳細は右表をご覧ください。

■ 所得指標の改正

介護保険料の基準所得額が変更になります。また、第9段階が所得によって細分化され、第10段階から第13段階が新設されます。

■ 介護報酬の改定

国が定める介護報酬が変更となり、介護サービスを利用する際の本人負担も変わります。

☎ 福祉課 介護保険係 ☎ 内線 120・123

段階	対象者	新保険料 (年額)	旧保険料 (年額)
第1段階	非課税世帯で、生活保護か老齢福祉年金の受給者	20,880円	22,320円
第2段階	非課税世帯で、合計所得金額+本人の年金収入額が80万円以下の人	35,280円	37,200円
第3段階	非課税世帯で、合計所得金額+本人の年金収入額が120万円を超える人	49,680円	52,080円
第4段階	本人非課税で、世帯に課税者がいる、合計所得金額+本人の年金収入額が80万円以下の人	64,800円	66,960円
第5段階	本人非課税で、世帯に課税者がいる、合計所得金額+本人の年金収入額が80万円を超える人	72,000円	74,400円
第6段階	本人課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	86,400円	89,280円
第7段階	本人課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	93,600円	96,720円
第8段階	本人課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	108,000円	111,600円
第9段階	本人課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	122,400円	
第10段階	本人課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	124,200円	
第11段階	本人課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	126,000円	126,480円
第12段階	本人課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	127,800円	
第13段階	本人課税で、本人の合計所得金額が720万円以上の人	129,600円	